

桜島国際火山砂防センター 避難確保計画

(集客施設等における噴火時等の避難確保計画)



令和5（2023）年3月 一部改訂

平成29（2017）年3月

国土交通省 九州地方整備局

大隅河川国道事務所

桜島砂防出張所

目 次

1 計画の目的	1
2 当施設の置かれた状況	1
3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	4
4 防災体制	5
5 情報伝達及び避難誘導	7
5.1 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火 に至った場合 【これまでみられたような噴火の激化（島内避難）】	7
5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合 【大規模噴火が切迫（島外避難）】	10
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても警戒範囲外で避難を必要としない場合、 又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合 【情報収集】	15
6 資器材の配備等（必要な物資等）	16
7 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発	18
8 関係機関の連絡先	20
9 参考資料	21
10 様式	30

1 計画の目的

桜島国際火山砂防センターの2階部分は、通常時に土石流や火山活動、砂防事業に関する展示を行う「展示施設」、災害時には一時的に避難する「避難施設」となっている。また3階部分には、「桜島砂防出張所」及び土石流や火山活動に関する情報を監視する「監視室」が併設されている。

当施設の2階部分が集客施設となるため、鹿児島市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」及び桜島噴火時の「一時避難施設」として定められており、同法第8条に基づき本計画を定める。

本計画は、当施設に勤務する者、施設の利用者、施設周辺にいる観光客等の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

2 当施設の置かれた状況

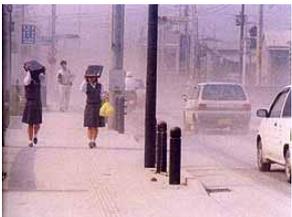
当施設は、南岳山頂火口及び昭和火口（以下、「両火口」という。）から約4.2kmに位置している。施設には、大きな噴石や降灰、火砕流、溶岩流による影響が考えられる。大きな噴石や火砕流は、当施設に到着するまでの時間的余裕がなく、特に警戒を要する。

以下に、施設の位置図を示す。



図1 当施設の位置図

表 1 火山現象の解説

現象名	解説	施設への影響
<p>大きな噴石</p>  <p>出典：気象庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火により無数の大小の噴石が吹き飛ばされ、直接、生命や人体に影響。 ○ 火口から吹き飛ばされる直径数10cmの大きな岩石等は、風の影響を受けにくく、弾道を描いて飛来し、短時間で落下。 ○ 到達範囲は火口から2～4 km程度。 ■ 屋根・ガラスを打ち破る破壊力。 ■ 噴火したらまずは建物内のより安全な場所に緊急退避。 	○
<p>降 灰</p>  <p>出典：島原市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火口から噴き上げられた火山灰や小石が、上空の風により風下側に運ばれながら降下。 ○ 火山灰のうち細かい粒子は、降下側数百km以上にも到達。 ■ 風下側での視界の低下。 ■ 道路への積灰による車の走行支障等の可能性（乾燥時、概ね10cm以上、降雨時、概ね3 cm以上を目安）。 ■ 火山灰の重みで木造家屋倒壊の可能性（降雨時、概ね30cm以上を目安）。 ■ 呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状の悪化のおそれ。 	○
<p>火砕流・火砕サージ</p>  <p>出典：気象庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火砕流：高温の火山灰や火山岩塊等と火山ガスとが一体となって流下。 ○ 火砕サージ：粒状の火山灰を含む、高温の火山ガス。 ○ 大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がる。 ○ 流下速度は時速数十km～百数十km、温度は数百℃にも達する。 ■ 噴火警報などを活用した事前の避難が必要。 	○
<p>溶 岩 流</p>  <p>出典：気象庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象。 ○ 通過域の建物、道路を焼失、埋没させる。 ■ 流下速度は、比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。 ■ 避難路が寸断され孤立化するおそれ。 	○
<p>火 山 ガ ス</p>  <p>出典：気象庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○火山活動により地表に噴出する、水、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などが主成分の高温のガス。 ○火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等が発生する可能性。 ■ 刺激臭を感じたら、水で濡らしたタオル等で鼻や口を覆う。 ■ 窪地や谷に入らない、とどまらない。 	

※○を付した火山現象：当施設への影響が想定。

当施設は、噴火警戒レベル4、5で警戒範囲が【全島】の警戒範囲内に位置する。
 防災対応が必要となる場合と取るべき防災対応の記載箇所との関係は、下表のとおりである。

表2 防災対応の本書での記載箇所（場合別）

防災対応が必要となる場合	防災対応の記載箇所
【これまでみられたような噴火の激化（島内避難）】 一部居住地域へ大きな噴石または火砕流が到達（切迫）し、 <u>噴火警戒レベルが4、5に引き上げられ、警戒範囲が3kmまたは3.5kmに拡大された場合</u>	5.1に必要な防災対応を記載
【大規模噴火が切迫（島外避難）】 顕著な地殻変動や地震の頻発により、大規模噴火の可能性が高まり、 <u>噴火警戒レベルが4、5に引き上げられ、警戒範囲が3kmまたは全島に拡大された場合</u>	5.2に必要な防災対応を記載
【情報収集】 噴火警戒レベルの引上げ等があっても警戒範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合	5.3に必要な防災対応を記載

3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

避難確保を行うべき対象は、当施設勤務者、利用者、また当施設の周辺にいる観光客等（以下「利用者等」という。）とする。

当施設の開館時間及び案内状況、勤務者数、最大利用者数、当施設に緊急退避してくる者の想定人数は、以下のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等

(2階展示室開館時間 9:30～17:00、休館日：年末年始 12/29～1/3)

	勤務者数※1	展示室案内人※2	最大利用者数※3	施設周辺にいる観光客等
平日	6人	無人で自由見学	40人	10人
休日	0人	1人	40人	10人

※1 【平日 8:30～17:15】桜島砂防出張所（3階）勤務者：職員4名、委託2名(2023/1/4現在)

※2 【休日 9:30～17:00】案内人：鹿児島砂防ボランティア協会（鹿児島県委託）

※3 日中のピーク：大型バス等による団体客を想定

当施設周辺の地図を以下に示す。

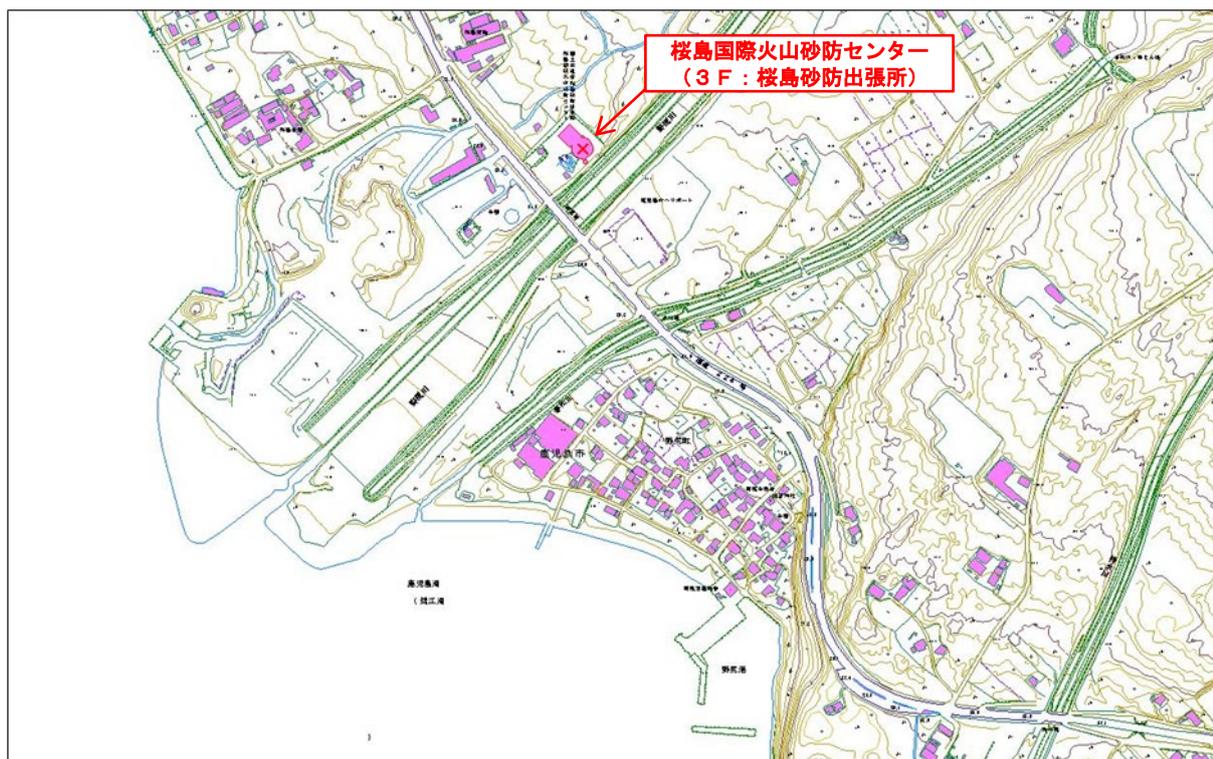


図2 施設周辺の地図

4 防災体制

桜島の火山活動が活発化した場合の当施設における噴火時等の体制は、以下のとおりである。

大隅河川国道事務所防災体制（桜島火山災害）発令基準は、以下のとおりである。

表 4-1 大隅河川国道事務所防災体制（桜島火山災害）発令基準

状況	体制	桜島砂防班
<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁が桜島に噴火警戒レベル3（入山規制）を発表した場合 ・その他事務所長が必要と認めた場合 	注意体制	1名出動 ※1
<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁が桜島に噴火警戒レベル4（避難準備）を発表した場合 ・火山災害に伴い緊急調査の現地調査実施が必要な場合 ・直轄管理施設（砂防施設を含む）等に被害が発生した、または生じる恐れがある場合 ・その他事務所長が必要と認めた場合 	警戒体制	全員出動
<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁が桜島に噴火警戒レベル5（避難）を発表した場合 ・直轄管理施設（砂防施設を含む）等に重大な被害が発生した、または生じる恐れがある場合 ・その他事務所長が必要と認めた場合 	非常体制	全員出動

※1：噴火警戒レベル3で特に異常等がない場合は防災携帯等で連絡が取れる体制とする。

火山活動状況と当施設の体制との関係は、以下のとおりである。

表 4-2 火山活動状況と当施設の体制

状況	体制	班組織
噴火警戒レベルの引上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合 【これまでに見られたような噴火の激化（島内避難）】	当施設周辺に異常がない場合 ・施設内の利用者へ情報提供 当施設周辺で火山レキや多量の降灰などが発生し当施設へ一時避難が必要な場合 ・施設内への避難誘導	災害対応体制 （警戒体制または非常体制） 全員出動 ・統括管理者 ・避難誘導班 ・情報班
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合 【大規模噴火が切迫（島外避難）】		
噴火警戒レベルの引上げ等があっても警戒範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合 【情報収集】 ・施設内の利用者へ情報提供		

※2 3ページ「桜島の噴火警戒レベル判定基準」参照)

表 5 - 1 施設の体制図 (平日)

施設	桜島国際火山砂防センター	
統括管理者	桜島砂防出張所長 (電話 0994-65-2558)	・施設の統括
情報班	専門職	・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・機関との情報連絡 ・施設の避難状況集約
避難誘導班	事務係長	・鹿児島市との連絡調整 ・利用者の避難状況把握 ・利用者への避難等の呼びかけ (現場での広報) ・避難誘導

表 5 - 2 施設の体制図 (休日)

施設	桜島国際火山砂防センター	
統括管理者	桜島砂防出張所長	・施設の統括
情報班	専門職 事務係長	・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・機関との情報連絡 ・施設の避難状況集約
避難誘導班	委託者 鹿児島砂防ボランティア協会 (電話 099-221-2030)	・鹿児島市との連絡調整 ・利用者の避難状況把握 ・利用者への避難等の呼びかけ (現場での広報) ・避難誘導

統括管理者が不在の場合等には以下の者が統括管理者の代理となる。

表 6 統括責任者の代理者

代理順位	氏名
第 1 位	専門職 (電話 0994-65-2558)
第 2 位	事務係長 (電話 0994-65-2558)

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合【これまでみられたような噴火の激化（島内避難）】

桜島では、日常的な噴火でも、大きな噴石が24時間以内に両火口から2kmを超え2.4km以内（居住地域近く）に3回飛散すると噴火警戒レベルが4に引き上げられ、警戒範囲が3km（有村地区、古里東地区の一部）に拡大されます。

さらに、2.4kmを超えて飛散すると、噴火警戒レベルが5に引き上げられ、2.4kmを超え3km以内に飛散した場合は警戒範囲が3km、3kmを超え3.5km以内に飛散した場合は警戒範囲が3.5km（有村地区、古里東地区、古里西地区、東桜島町の一部）に拡大されます。

この場合、警戒範囲内の施設利用者は、島内避難をさせる必要があります。

また、火砕流の危険性がある場合は、塩屋ヶ元地区が避難対象地区となります。

なお、当施設（警戒範囲外）は、「5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても警戒範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合」を参照し、災害対応体制をとります。

（1）情報収集・伝達

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表7 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
① 防災体制の確立	気象台及び鹿児島市危機管理課等からの情報をもとに災害対応体制をとる。
② 鹿児島市との協議	鹿児島市危機管理課と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 施設が把握している火山活動の状況 施設の利用者等の避難状況、被災状況 施設及び周辺の被害状況 気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 避難実施のタイミング
③ 施設内の状況把握	施設の利用者等の避難状況、被災状況を把握する。 <ul style="list-style-type: none"> 退避状況集計様式（様式1） 退避状況整理様式（様式2） 施設及び周辺の被害状況を把握する。

関係機関の連絡先は20ページの「表14-1 関係機関連絡先一覧」のとおりである。

(2) 避難誘導対応

① 利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

施設の担当者は、身の安全を図りつつ、放送設備・資機材（屋外スピーカー、拡声器等）で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者等に対しても、桜島が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

文案を下記に示す。

〈屋外空間への広報〉

ただ今、桜島火山が噴火しました。ただちに、建物内に避難してください。
繰り返します・・・・・・・・

〈建物内〉

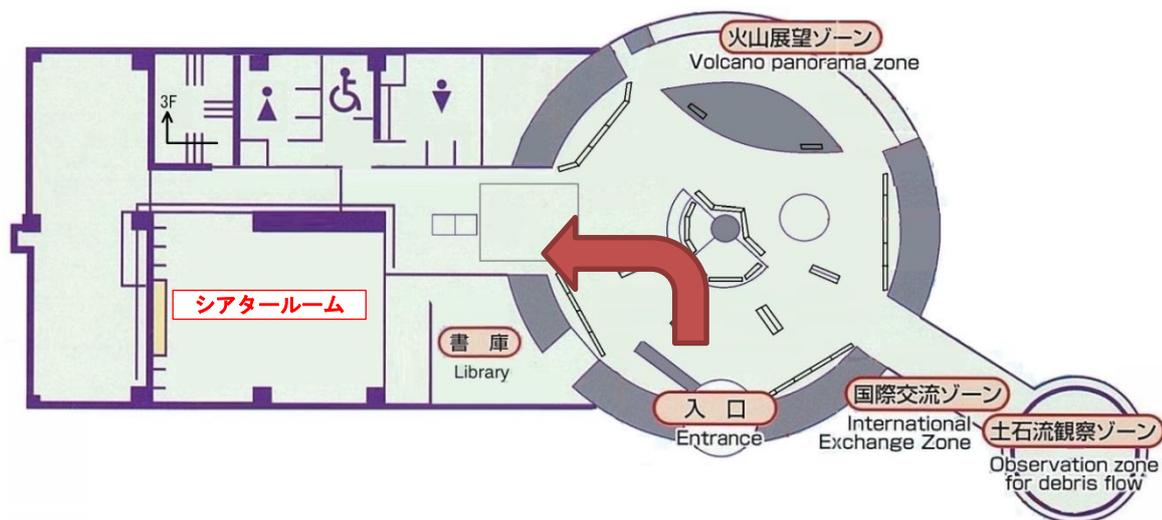
ただ今、桜島火山が噴火しました。建物の外に出ないでください。
また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。

② 建物内の緊急退避誘導（屋内の移動）

大きな噴石が予想される際の緊急退避は、利用者等を建物内のより安全な場所（シアタールーム）に誘導する。入りきれない場合には、なるべく建物内で上階のある箇所の下に誘導する。誘導後、マスク、ヘルメットを配布する。

建物内のより安全な場所へ至る経路図は図3のとおりである。

図3 桜島国際火山砂防センター2階展示室



③ 避難者状況の把握・整理

統括管理者は、退避が完了した後、利用者等の状況を退避状況集計様式（様式1）により可能な限り整理する。その後、さらに詳細な報告を要する場合には、退避状況整理様式（様式2）により整理する。

④ 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。また、負傷者の状況等を統括管理者に報告する。

5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合【大規模噴火が切迫（島外避難）】

桜島では、急激な地殻変動や有感地震の増加など大正噴火級の大規模噴火の前兆現象が見られる場合は、噴火警戒レベルが4（警戒範囲：3km※又は全島）、5（警戒範囲：全島）に上げられます。その場合、警戒範囲内の施設利用者は、警戒範囲が3kmの場合は島内避難、全島の場合は島外避難をさせる必要があります。

※警戒範囲が3kmの場合は島内避難になるため、「5.1」の対応を参照することとする。警戒範囲が全島の場合の対応は以下のとおりである。

（1）情報収集・伝達

警戒範囲が全島に拡大され、避難が必要になった場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下の通りである。

表8 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
① 防災体制の確立	気象台及び鹿児島市危機管理課等からの情報をもとに災害対応体制をとる。
② 鹿児島市危機管理課との協議	鹿児島市危機管理課と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・施設の利用者数

関係機関の連絡先は20ページの「表14-1 関係機関連絡先一覧」のとおりである。

（2）避難誘導対応

① 利用者等への情報伝達

施設は、放送設備資機材（屋外スピーカー、拡声器等）で、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや避難情報の発令により、警戒範囲外への避難が必要なことを伝える。

文案を下記に示す。

〈建物内への広報〉

ただ今、桜島の噴火警戒レベルが○に上がり警戒範囲が桜島全島に拡大されたことにより、鹿児島市から「高齢者等避難（又は避難指示）」が発令されました。当施設も避難が必要な地域に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに桜島島外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。 繰り返します・・・

〈施設周辺への広報〉

ただ今、桜島の噴火警戒レベルが○に上がり警戒範囲が桜島全島に拡大されたことにより、鹿児島市から「高齢者等避難（又は避難指示）」が発令されました。この周辺も避難が必要な地域に含まれます。速やかに桜島島外に避難してください。避難に際しては、鹿児島市や気象庁等から出される情報に注意してください。 繰り返します・・・

② 警戒範囲外への避難の実施

警戒範囲外への避難は、下記の避難経路を用いる。避難手段は、自家用車等、各自の手段のほか、鹿児島市が手配する避難バスでの避難を基本とする。ただし、鹿児島市から指示があった場合は、この限りではない。

図4 避難先と避難経路

ア 基本的避難方法（バス乗車フェリー避難）



最寄りのバス停からフェリー乗船場所までの距離と時間

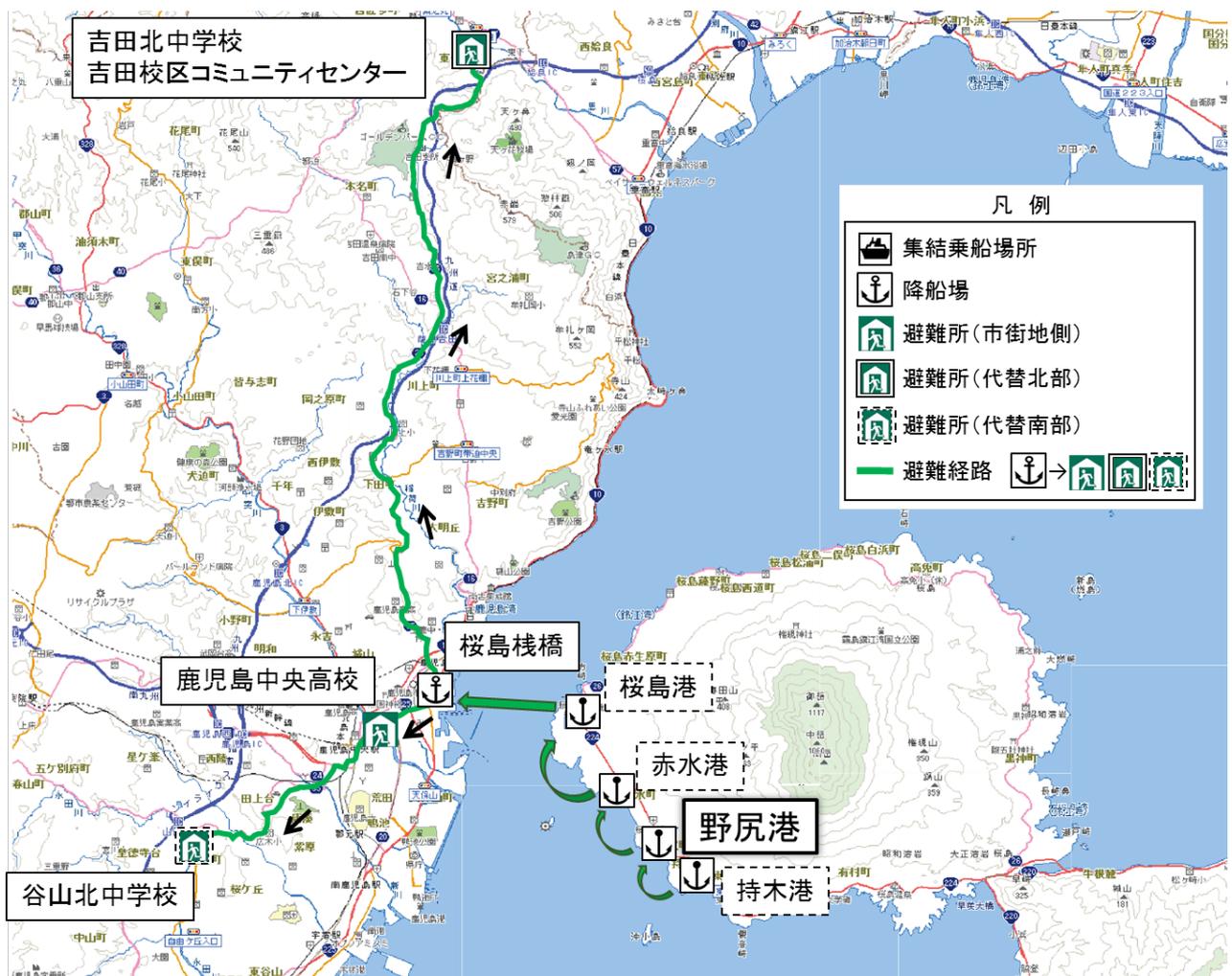
バス停	フェリー乗船場所	距離 (km)	バスでの移動時間 (分)	備考
桜島病院前	桜島港	3.4	6	

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離 (km)	バスでの移動時間 (分)	備考
桜島棧橋	鹿児島中央高校	2.2	5	市街地側
	吉田北中学校 吉田校区コミュニティセンター	19.4	39	代替北部
	谷山北中学校	8.6	18	代替南部

※桜島港から桜島棧橋までの乗船時間は25分

イ 海上輸送 ※土砂災害等の発生で道路が使用できない場合



フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離 (km)	バスでの移動時間 (分)	備考
桜島棧橋	鹿児島中央高校	2.2	5	市街地側
	吉田北中学校 吉田校区コミュニティセンター	19.4	39	代替北部
	谷山北中学校	8.6	18	代替南部

ウ 陸上輸送 ※台風等でフェリー等が使用できない場合



最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所		⇒		広域一時避難所	
		救難車両	必要台数	距離(km)	所要時間(分)		
野尻町	20 (198)	桜島病院前	バス	1	18.6	38	垂水市中央運動公園
					42.0	84	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4) 台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また()内は、各地区の総人数。

※バス必要台数は、東桜島町足投との合算値。

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離(km)	移動時間(分)	備考
垂水市中央運動公園	鹿児島中央高校	73.3	147	市街地側
	吉田北中学校 吉田校区コミュニティセンター	59.9	120	代替北部
	谷山北中学校	79.5	159	代替南部
霧島市運動公園	鹿児島中央高校	36.4	73	市街地側
	吉田北中学校 吉田校区コミュニティセンター	23.0	46	代替北部
	谷山北中学校	42.6	86	代替南部

警戒範囲外への避難の手順は以下のとおりである。

表9 警戒範囲外への避難

手順	施設のとるべき対応
①利用者等の状況把握	当施設全体の避難状況を確認する。
②輸送手段の調整	避難手段のない利用者等がいる場合、鹿児島市危機管理課との協議により、車両の手配等を要請する。
③避難誘導	警戒範囲外へ利用者等を避難誘導する。 (避難誘導中に噴火が発生し噴石や降灰があった場合は、最寄りの建物等へ緊急退避)
④残留者の確認	施設内に残留者がいないか確認する。
⑤施設関係者の避難	施設関係者についても、警戒範囲外へ避難する。
⑥避難完了の報告	統括管理者は、身の安全を確保した上で、当施設全体の避難完了について、鹿児島市危機管理課へ報告する。

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても警戒範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合【情報収集】

警戒範囲が3 km又は3.5 kmに拡大された場合、噴火警戒レベルは4または5に引き上げられます。当施設（警戒範囲外）は災害対応体制をとり、鹿児島市危機管理課と連絡を取り合います。

また、同じく日常的な噴火で大きな噴石が両火口から2～2.4 km（2合目）に飛散すると、噴火警戒レベルは3のままで、警戒範囲が2.4 kmに拡大されます。この場合当施設（警戒範囲外）は、必要に応じて災害対応体制をとり、鹿児島市危機管理課と連絡を取り合います。

（1） 情報収集・伝達

噴火警戒レベルの引上げ等があっても警戒範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合、当施設が行う情報収集・伝達は以下の通りである。

表10 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
① 防災体制の確立	気象台及び鹿児島市危機管理課等からの情報をもとに災害対応体制をとる。
② 鹿児島市危機管理課との協議	鹿児島市危機管理課と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等

関係機関の連絡先は20ページの「表14-1 関係機関連絡先一覧」のとおりである。

（2） 利用者への周知

施設は、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたこと、警戒範囲が拡大されたこと、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことを伝える。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベルの引上げや警戒範囲が拡大された場合〉

ただ今、桜島の噴火警戒レベルが〇に上がり、警戒範囲が火口から〇km圏に拡大されました。〇〇道の〇〇より山側には入らないでください。なお、当施設は、警戒範囲の外に位置しています。

また、今後の火山活動や気象庁・鹿児島市から出される情報にご注意ください。
繰り返します・・・

〈火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合〉

ただ今、気象庁から桜島に関する火山の状況に関する解説情報（臨時）が出されました。今後の火山活動や気象庁・鹿児島市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

6 資器材の配備等

(1) 保有設備、資器材、備蓄物資

当施設で保有する、情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備、資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。

統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者は、毎年1月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。

表 1 1 保有設備、資器材、備蓄物資一覧

(令和5年1月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	3階執務室	2
	戸別受信機	3階執務室	1
	ファックス	3階執務室	1
	インターネット端末	3階執務室	4
避難誘導	館内放送	3階執務室	1式
	携帯用拡声器	3階書庫	1
	メガホン	3階書庫	2
	ヘルメット	3階仮眠室	30
	医薬品	3階執務室	1式
その他	自家発電装置	敷地内	1式
	懐中電灯	3階執務室	1
	ポータブル火山ガス検知器	3階集中監視室	工事関係者用

(2) 建物内のより安全な場所

当施設の建物内のより安全な場所は下図のとおりである。

今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

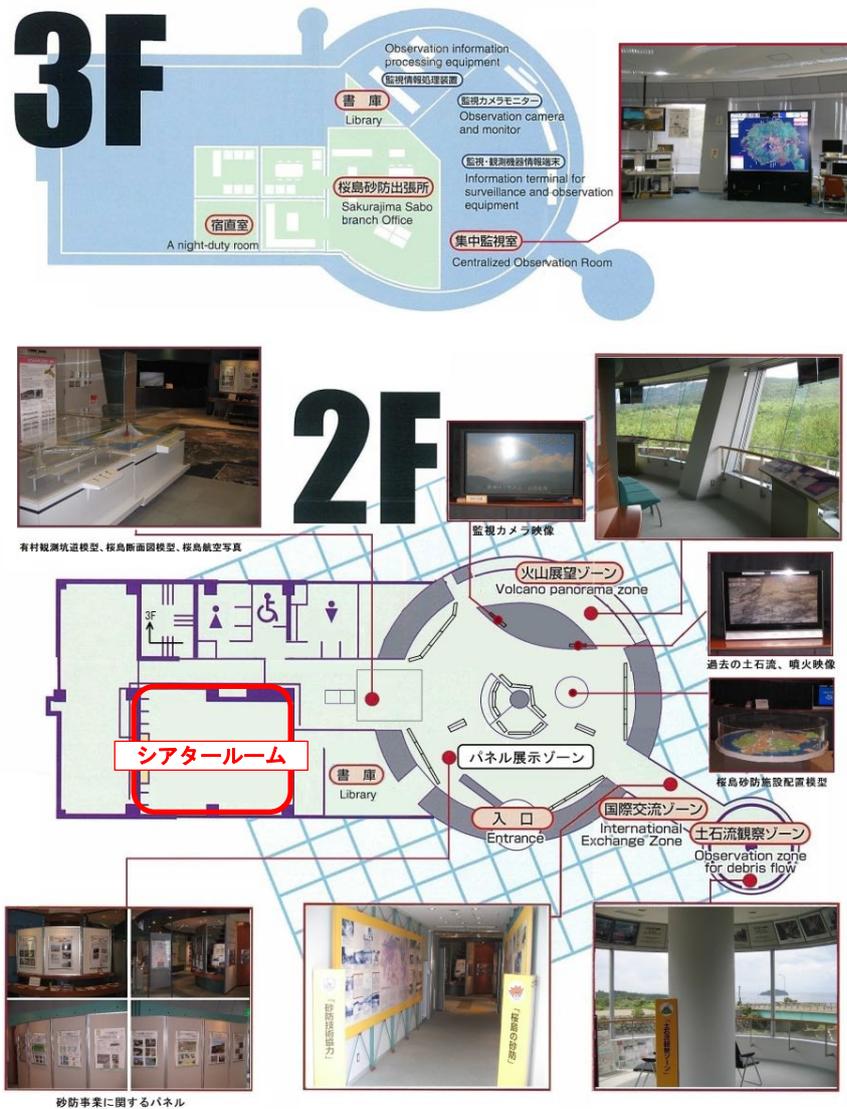


図5 桜島国際火山砂防センターのより安全な場所（シアタールーム）

7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察

(1) 当施設における研修・訓練の実施

当施設においては、下表の研修・訓練を実施する。

表 1 2 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
勉強会	毎年 1 1 月	防災対応要員
情報収集・伝達訓練	毎年 1 1 月	防災対応要員・利用者等（必要に応じて）
避難誘導訓練	毎年 1 1 月	防災対応要員・利用者等（必要に応じて）
避難訓練	適宜	防災対応要員
研修会（関係機関主催）、防災講演会	適宜	防災対応要員、従業員

(2) 避難確保計画の見直し

毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。

施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。

訓練及び計画を変更した場合は、鹿児島市危機管理課に報告する。

(3) 当施設における利用者への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて利用者等への情報提供・啓発を行う。

表 1 3 情報掲示内容等一覧

活用する資料	情報内容	周知方法
平面図（建物内のより安全な場所・平面図）	建物内のより安全な場所・退避経路	掲示
避難先と避難経路図	施設周辺の避難経路・避難先	掲示
各火山のリーフレット（気象庁作成）	規制の範囲や噴火警戒レベルととるべき防災対応	掲示
火山への登山の備え（内閣府作成）	噴火時等の心得、行動の仕方	掲示
火山活動解説資料	現在の噴火警戒レベル・火山活動状況	掲示
桜島火山ハザードマップ	火山現象の影響範囲や避難先・避難経路	掲示
火山に関するパンフレット・資料等	その他、火山防災に関する事項	掲示と配布

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を鹿児島市や鹿児島地方気象台に伝達する。

連絡先は、次のページのとおりである。

8 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表 1 4 - 1 関係機関連絡先一覧

分類	施設名	連絡先	備考
連絡先 (外部機関の窓口)	鹿児島市	危機管理課 099-216-1513	
連絡先 (内部機関)	大隅河川国道事務所	代表 0994-65-2541	砂防調査・工事担当課 国道224号関係 "
	"	工務第一課 0994-65-2990	
	"	道路管理課 0994-65-2997	
	"	垂水国道維持出張所 0994-65-2574	
連絡先 (砂防センター休日委託関係)	鹿児島県 砂防課	工事事務係 099-286-3614	
	鹿児島砂防ボランティア協会	099-202-0481	
参考 (防災対応では、連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関)	鹿児島地方气象台	火山現業 099-250-9916	
	鹿児島県 砂防課	砂防係 099-286-3618	
	" 鹿児島地域振興局	河川港湾課 099-805-7326	
	鹿児島市	東桜島支所 099-221-2111	
	"	桜島支所 099-293-2345	
	" 船舶局	桜島フェリー 099-293-2525	
	" 交通局	桜島営業所 099-293-4220	
	" 消防局	桜島東分遣隊 099-221-3119	
" "	桜島西分遣隊 099-245-2099		
鹿児島中央警察署	代表 099-222-0110		
	" 桜島駐在所 099-293-2702		

表 1 4 - 2 桜島砂防出張所関係連絡先一覧

名称	連絡先	備考
桜島砂防出張所 (3階執務室)	0994-65-2558	夜間休日は大隅河川国道事務所へ転送
" (" FAX)	099-221-3265	
桜島国際火山砂防センター (2階展示室)	099-221-2030	休日専用 (9:30~17:00)

9 参考資料

(1) 参考とすべき情報等

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		気象庁
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるため「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。降灰量に関する情報は、降り積もった際の厚さによって「多量(1mm以上)」「やや多量(0.1mm~1mm)」「少量(0.1mm未満)」の3階級で表現される。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難指示等を発令する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。 噴火警報や噴火警戒レベルの発表がなくても火山活動の状況等に応じて発表される場合もある。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難指示	市町村長が災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するもの。 噴火警報の発表や噴火警戒レベルの引上げがなくても火山活動の状況等に応じて発表される場合もある。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベル表

平成19年12月1日運用開始
令和4年3月31日改定



桜島の噴火警戒レベル

種別	名称	範囲対象	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> ●全島に影響する溶岩流や火砕流、大きな噴石の飛散。 過去事例 天平噴火(768年)、文明噴火(1471年~1476年)、安永噴火(1779年~1782年)、大正噴火(1914年) ●噴火が発生し、溶岩流や火砕流が一部居住地域に到達、あるいはそのような噴火の発生が切迫している。 昭和噴火(1946年)の事例 溶岩流が黒神海岸、有村海岸まで到達 ●島内の居住地域に大きな噴石が飛散。 過去事例 1986年11月23日:古里温泉のホテルに大きな噴石が直撃 2020年6月4日:東桜島町の居住地域付近に大きな噴石が飛散 ▶警戒が必要な範囲は、大きな噴石が火口から概ね2.4kmを超え3km以内に飛散した場合は火口から概ね3km、概ね3kmを超え3.5km以内に飛散した場合は概ね3.5kmとなる。
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される。 大正噴火(1914年)の事例 1月11日(噴火開始前日):有感地震多発 昭和噴火(1946年)の事例 3月9日(溶岩流出数時間前):噴火活動の活発化 ●島内の居住地域近くまで大きな噴石が飛散。 過去事例 1980年代に時々発生 ▶警戒が必要な範囲は火口から概ね3kmとなる。
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域の近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね2km以内に大きな噴石が飛散。 過去事例 1970年代から80年代、2000年10月7日の噴火等 ●火口から概ね2km以内に火砕流が到達。 過去事例 1984年7月21日:南岳山頂火口から約1.2kmまで到達 2008年2月6日:昭和火口から約1.5kmまで到達等 ●地震多発や傾斜変動等により、火口から概ね2km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生が予想される。 過去事例 2007年からの昭和火口の活動等、ほか事例多数 ▶警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、噴火活動の状況によっては一時的に2.4kmに拡大する。
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね1km以内に噴石飛散。 過去事例 事例多数
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 過去事例 1950年~1955年のうちの静穏期

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
 注2) レベル1~3では、南岳山頂火口及び昭和火口で発生する噴火を想定している。レベル4、5についてはこれら火口からの噴火に加え、大規模噴火を含む山腹からの噴火も想定している。
 注3) レベル1~3では、南岳山頂火口及び昭和火口から2kmの範囲を立入禁止区域とする。
 注4) 過去、海底噴火も発生しているが、海底噴火については、噴火地点が想定できないため記載していない。海底噴火が発生した場合は、保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。
 注5) レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性がある場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

■ 各噴火警戒レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、詳細については鹿児島県、鹿児島市及び垂水市にお問い合わせください。
 ■ 最新の噴火警戒レベルは気象庁HP(<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)でもご覧いただけます【HPトップ>防災情報>噴火速報・警報・予報】。

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【大規模噴火が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山腹噴火が発生もしくは切迫 山腹からの噴火が開始するか、極めて顕著な山体膨張（島内の傾斜計のいずれかで100マイクロラジアンが観測され、大きな地震活動（マグニチュード5ならば1回、マグニチュード4ならば2回）が伴った場合は、大規模噴火発生の可能性が切迫していると考え、全島を警戒が必要な範囲とする 火砕流が居住地域近く（居住地域まで数100m）に到達 溶岩流が居住地域付近（居住地域まで概ね100m）に到達 	<p>噴火が発生しなかった場合は、観測データにより活動低下が2週間以上続けて認められた場合。 山腹噴火が発生した場合は、新たに形成された火口からの警戒が必要な範囲を定める必要がある。居住地域が溶岩流や火砕流に被災した場合は、当該現象が終息した後、関係機関等の対策を考慮しながら、必要に応じ、噴火警戒レベルの再設定を行う。</p>
	<p>【これまでみられたような噴火（ブルカノ式噴火）の激化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石が火口から概ね2.4kmを超え3km以内に飛散した場合、警戒が必要な範囲は概ね3kmとする。火口から概ね3kmを超え3.5km以内に飛散した場合、警戒が必要な範囲は概ね3.5kmとする 火砕流が居住地域近く（居住地域まで数100m）に到達 	<p>大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する噴火が3日間発生しない場合。</p>
	<p>【大規模噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 溶岩の流出により溶岩が居住地域に接近（居住地域まで500m） 2015年8月15日のような顕著な地殻変動（島内の傾斜計で1時間に1マイクロラジアン以上）を観測した場合は、火口から3kmを警戒が必要な範囲とするが、桜島付近を震源とするマグニチュード2以上の地震が10回以上（12時間以内）発生した場合は、山腹噴火の可能性が高まったとして、全島を警戒が必要な範囲とする 	<ul style="list-style-type: none"> 溶岩流の流下が居住地域到達前に停止し、居住地域に影響がないと判断された場合。 噴火が発生しなかった場合は、観測データにより活動低下が2週間以上続けて認められた場合。
4	<p>【これまでみられたような噴火（ブルカノ式噴火）の激化の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石が2kmを超えて2.4km以内に24時間以内に3回飛散した場合、警戒が必要な範囲は概ね3kmとする 火口から約2kmを超える火砕流が発生もしくはその可能性。次のいずれかで判断する <ul style="list-style-type: none"> ①火砕流が発生して、到達距離が火口から2kmを超えた場合 ②目視できる場合は、火砕流が発生し、到達距離が確認できない場合でも、噴煙量階級6（きわめて多量）の噴煙が10分以上続く場合 ③目視できない場合は、島内の傾斜計において、数時間で1マイクロラジアンの変動が予想される場合 	<p>大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する噴火が3日間発生しない場合。</p>
3	<p>【火口から概ね2kmを超え2.4kmまで影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石を火口から2kmを超え2.4km以内に飛散させる噴火が発生 <p>【火口から概ね2kmを超え2.4kmまで影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石を火口から2km近くまで飛散させる噴火が発生 火砕流の流下が火口から概ね1.5kmを超え、居住地域への接近が予想される場合 	<p>大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する噴火が3日間発生せず、さらなる活動の活発化が見られない場合、レベル3のまま警戒が必要な範囲を火口から概ね2kmまでとする。</p>
	<p>【火口から概ね2kmまで影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>始良カルデラへのマグマの供給が継続している中で、火口から2kmまでに大きな噴石を飛散する噴火を長期間にわたり繰り返していることから、現時点ではレベル3（警戒が必要な範囲は火口から概ね2km）以上の運用を基本とする。</p>	

- ・特記なき限り、各項目でいずれかが該当した場合、そのレベルと判定する。
- ・この判定基準は、気象庁内及び桜島火山防災協議会における検討を経て、また新たな事例等を通じて順次修正される。なお、レベル2（警戒が必要な範囲は火口から概ね1km）以下については、活動が長期的にわたり静穏な状態になった場合等に、火山防災協議会で改めて必要な防災対策等を検討した上で運用する。
- ・ここでいう「大きな噴石」とは、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。
- ・レベル5からレベルを下げる場合にはレベル4ではなくレベル3に下げるものとする。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。

出典：気象庁ホームページ「噴火警戒レベルの判定基準」

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikailevelkijunn.html>

(3) 桜島の噴火警戒レベルごとの防災対応（鹿児島市地域防災計画より抜粋）

① 桜島の噴火警戒レベルと防災対応

噴火警戒レベル	想定される状況	住民等への対応		登山者，入山者等への対応
		対象地域	対応	
5 (避難)	桜島島内全域へ火砕流や噴石の到達する噴火が発生，あるいは切迫している。(大正噴火クラスの噴火)	全島	島外避難指示発令	
	噴火口の特定できない山腹噴火の発生が予想され，島内のいずれかの居住地域に火砕流や噴石の到達が切迫している。	全島	島外避難指示発令	
	溶岩流が流出し一部居住地域へ切迫している。 (昭和噴火クラスの噴火) あるいは一部居住地域へ火砕流や噴石が到達あるいは切迫している。	危険な居住地域	島内又は島外避難指示発令	
4 (高齢者等避難)	島内全域へ火砕流や噴石の到達する噴火が予想される。 (大正噴火クラスの噴火)	全島	島外高齢者等避難 (状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ)	
	噴火口の特定できない山腹噴火の発生が予想され，島内のいずれかの居住地域に火砕流や噴石の到達が予想される。	全島	島外高齢者等避難 (状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ)	
	溶岩流が流出し一部居住地域へ到達が予想される。 (昭和噴火クラスの噴火) あるいは一部居住地域へ火砕流や噴石が予想される顕著な地殻変動や地震の頻発が観測され，規模の大きな噴火の発生が予想される。(平成27年8月15日)	警戒が必要な居住地域	島内又は島外高齢者等避難 (状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ)	
3 (入山規制)	南岳山頂火口及び昭和火口から半径2km以内へ火砕流や噴石が到達，あるいは予想される。	警戒が予想される居住地域	状況に応じて要配慮者へ島内又は島外避難準備の呼びかけ	災害対策基本法第63条に基づき，従来の南岳山頂火口及び昭和火口から半径2km以内の立入禁止を継続する。
2 (火口周辺規制)	半径1km以内へ噴石が到達あるいは予想される。			
1 (活火山であることに留意)				

※ 桜島の新たな火口から噴火が発生した場合は，南岳山頂火口及び昭和火口からの規制に準じて防災対応を行う。

※ 火砕流や噴石が南岳山頂火口及び昭和火口から半径2kmを超えて到達したが，居住地には影響しないときに，噴火警戒レベルは3のままで噴火警報が更新発表された場合等は，別途，防災対策を講じることがある。

② 昭和火口／南岳山頂火口の活動の活発化に伴う防災対応

【火砕流】

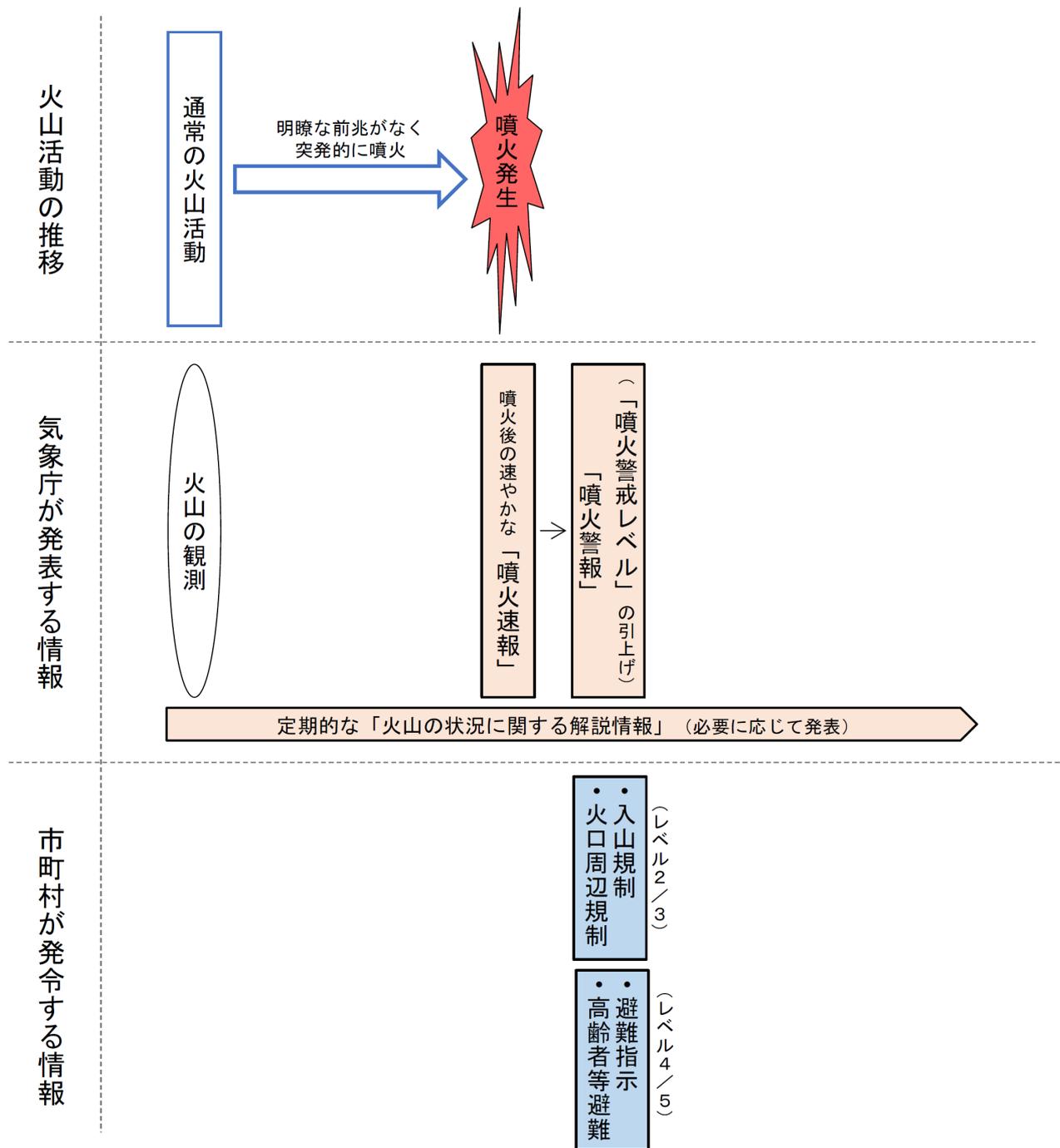
火砕流の状況例	噴火警戒レベル	防災対応
① 火砕流の流下が火口から1.5km以内	レベル3 (入山規制)	状況に応じて注意喚起
② 火砕流の流下が火口から1.5kmを超え、居住地域への接近が予想される。	レベル3 (入山規制) 気象庁による火口周辺警報の再度発表	昭和火口に最も近い有村集落から火口側に通じる市道に立入禁止の看板を立て、立入禁止の注意喚起を行う。 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
③ 火砕流の先端（熱風を含む）が火口から到達距離2kmを超え、東側で地獄河原に到達。南東側では有村川上流から中流域に到達	レベル4 (高齢者等避難)	高齢者等避難（避難所の開設、対象地域の高齢者等は避難） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
④ 火砕流の先端（熱風を含む）が火口から到達距離2.5km付近。東側で地獄河原を流下。南東側は有村川中流から下流域に到達するか到達が切迫	レベル5 (避難)	避難指示（対象地域の住民等は避難） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。

【噴石】

噴石の状況例	噴火警戒レベル	防災対応
① 噴石が2km以内に飛散	レベル3 (入山規制)	状況に応じて注意喚起
② 噴石が2kmを超え2.4km以内に飛散	レベル3 (入山規制) 気象庁による火口周辺警報の再度発表	昭和火口に最も近い有村集落から火口側に通じる市道に立入禁止の看板を立て、立入禁止の注意喚起を行う。 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
③ 噴石が2kmを超えて2.4km以内に24時間以内に3回飛散し、かつ居住地域近くに飛散	レベル4 (高齢者等避難)	高齢者等避難（避難所の開設、火口から3km以内の有村・古里地区の高齢者等は避難） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
④ 噴石が2.4kmを超え3km以内に飛散	レベル5 (避難)	・避難指示 (火口から3km以内の地域) 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
⑤ 噴石が3kmを超え3.5km以内に飛散	レベル5 (避難)	・避難指示 (火口から3.5km以内の地域) 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。

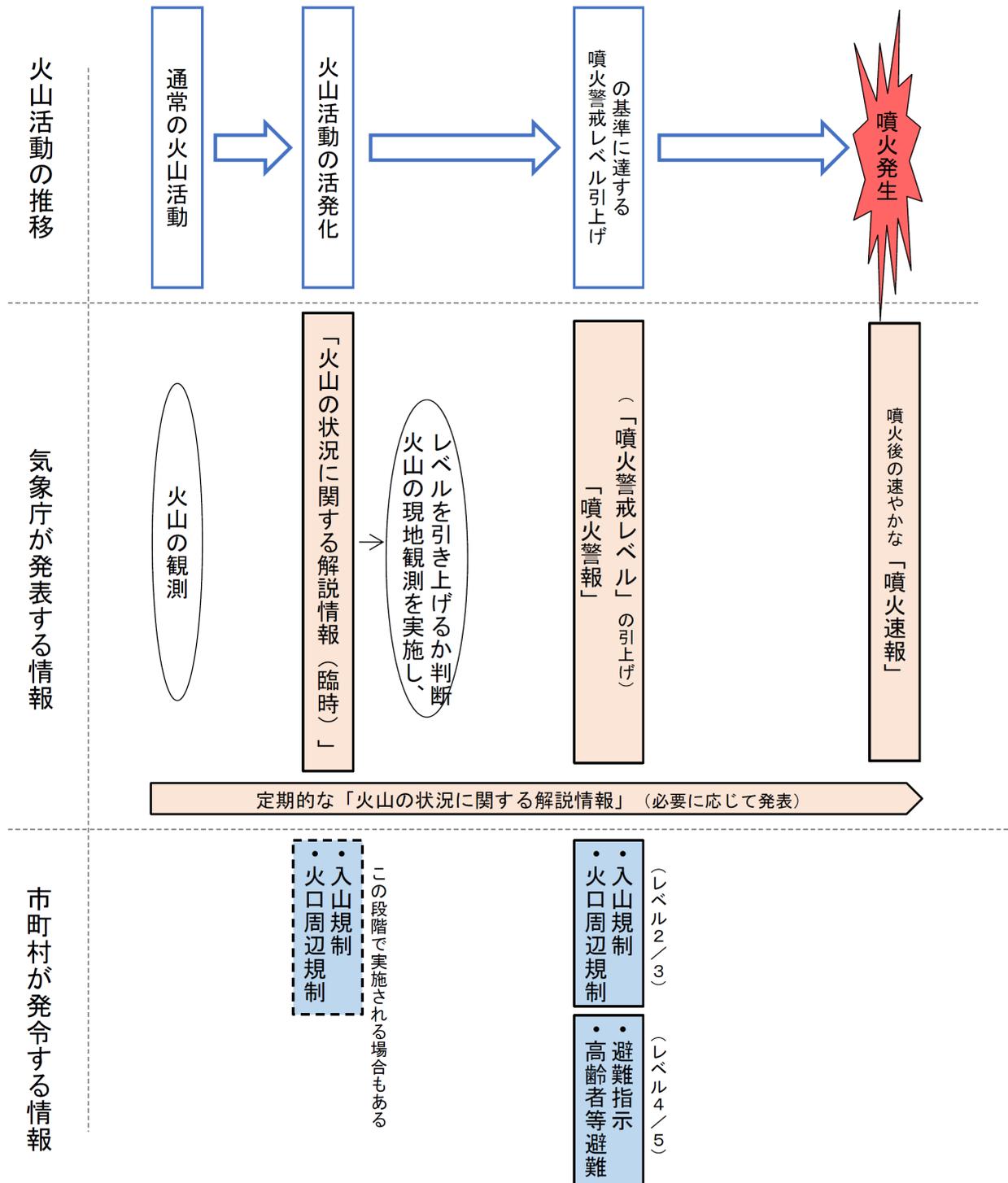
(4) 各情報の発表のタイミング

① 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合



※ 噴火の規模によっては、噴火速報が発表されない場合があります。

② 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた状態で噴火した場合



※ 火山活動の推移によっては、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されない場合があります。
 ※ 噴火の規模によっては、噴火速報が発表されない場合があります。
 ※ 市町村は、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、火口周辺規制等を発表する場合があります。

10 様式

様式1 退避状況集計様式

集計様式				
年 月 日 _____ : _____ 現在				
緊急退避者数			うち負傷者数	備考
利用者	従業員等	合計		

様式2 退避状況整理様式

No	グループ	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載例	↑	防災 一郎 (ホウサイ イチロウ)	男	40		
	↓	防災 花子 (ホウサイ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						